加入者登録事業所変更届 記入要領

1. 申出者の情報

加入者自ら署名する場合は、押印は不要です



2 変更前の勤務先の登録事業所情報

_=:	× × 119	シェバックロマン 立 3水子 木/バ 旧 11人											
		4 掛金納付方法	5	登録事業所番号							登録事業所名称		
									2	2	フリガナ	ネンキンケンセツ(カ	
1 2	变更前	 事業主払込 個人払込 	2	2	2	2	2	2				年金建設 (株)	
		2):個人拉达											

3. 変更後の勤務先の登録事業所情報

	4 掛金納付方法 7						事	業所	番号	+			登録事業所名称					
`												フリガナ カ) ネンキンショクヒンサービス						
	(1) 事業主払込②:個人払込				1 1 1 1	1 1	1	L 1	1	(株)	年金食品サービス							
	8		£等	_								拠出限度額 (月額)						
`		00	他に企業年金制度なし										23,000円					
	Y	10	企業型確定拠出年金										20,000円					
		11	企業型確定拠出年金および厚生年金基金															
変更後		12	企業型確定拠出年金および確定給付企業年金 厚生年金基金															
		13										12,000円						
		14	確定給付企業年金															
		15	石炭鉱業年金基金															
		50	国家公務員共済組合(長期)]家公務員共済組合(長期)														
		51	地方公務員共済組合(長期)															
		52	私立学校教職員共済制度(長	長期)														
	掛金額	して	します 							ださい)	毎月の掛金額 2 0 0 0 0							

1 基礎年金番号

- ・年金手帳または、直近のねんきん定期便を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

2 押印欄

加入者自ら署名する場合は、押印は不要です。

3 連絡先電話番号

′日中に問合わせができる電話番号を記入してください。 (携帯電話の電話番号も可能です。)

4 掛金納付方法(変更前)

該当する項目に○印を記入してください。

5 登録事業所番号(変更前)

申出者が共済組合員の場合は記入必須となります。不明な場合は、人事、総務等担当者にお問い合わせください。

<注意事項>

- 第2号加入者が転職・他の事業所へ転籍・登録事業所が他の事業所と合併した場合、 引き続き第2号加入者として掛金を拠出するときに届け出る書類です。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。 (選択肢は、数字の場合は○印を、□の場合はレ点を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- この届出書の提出には、「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 (K-101A号)」(事業主作成)の添付が必須です。申出者が共済組合員の場合は 「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)(K-101B号)」が必須です。
- 記入内容に不備があった場合は手続が遅延することがあります。
- 変更完了をお知らせする通知はありません。

6 掛金納付方法(変更後)

- ・掛金の納付方法は事業主に確認してください。
- ・変更後の掛金納付方法が事業主払込の場合で、事業主払込が事業主にとって、今回が初めてのケースになる場合、「登録事業所掛金引落機関情報登録・変更届(K-020号)」(事業主作成)を必ず、添付してください。(事業所登録を事前に行う共済組合員は除く)
- ・掛金納付方法を事業主払込から個人払込に変更する場合は「加入者掛金引落機関変更届(K-006号)」を 必ず添付してください。

登録事業所番号(変更後)

申出者が共済組合員の場合は記入必須となります。不明な場合は、人事、総務等担当者にお問い合わせください。

8 企業年金制度等

- ・企業年金制度等の加入状況について、該当する項目にレ点を記入してください。
- ・加入状況は、「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書(K-101A号)」または 「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)(K-101B号)」と同じ番号を選択してください。

9 掛金額区分

- ・掛金の納付は「0:掛金を毎月定額で納付します」または「1:納付月と金額を指定して納付します」のいずれかを選択してください。
- 「1:納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。
- ・「1:納付月と金額を指定して納付します」を選択する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届 (K-030号)」をあわせて提出してください。

10 毎月の掛金額

- ・掛金額区分で「0:掛金を毎月定額で納付します」を選択する場合のみ記入してください。
- ・毎月の個人型年金掛金額は5,000円〜拠出限度額(ご自身の企業年金制度等の加入状況に対応する拠出限度額) まで指定できます。
- ・掛金額は1,000円単位で指定してください。